

「ノロウイルス食中毒等予防講習会」開催要領

1 趣旨

この講習会は、公益社団法人日本食品衛生協会が実施する「ノロウイルス食中毒予防強化期間」に伴う支部事業の一つとして実施するもので、県内におけるノロウイルス食中毒の発生防止のため、食品関係事業者等がノロウイルス食中毒等にかかる知識や技術を学ぶことを目的に開催する。

2 開催

講習会は、一般社団法人熊本県食品衛生協会（以下「県食協」という。）の主催とする。

3 日時及び場所

（県央地区講習会）

令和3年11月26日(金) 14時00分～16時00分
市民会館シアーズホーム夢ホール 大会議室

（県南地区講習会）

令和3年12月13日(月) 14時00分～16時00分
桜十字ホールやつしろ 大会議室A・B

4 参加対象

講習会の参加対象は、食品関係事業者（食品営業者、学校・病院及び社会福祉施設等の集団給食施設等）及び消費者

5 参加費

一般：500円、食協会員：無料

6 内容

（県央地区講習会）

講義「ノロウイルス食中毒の予防について」
講師 熊本県保健環境科学研究所 原田参事
講習「手洗い教室」希望者を対象
説明 食品衛生協会 手洗いマイスター

（県南地区講習会）

講義「ノロウイルス食中毒の予防について」
講師 熊本県保健環境科学研究所 原田参事
講習「手洗い教室」希望者を対象
説明 食品衛生協会 手洗いマイスター

7 申し込み方法

チラシ裏面の申込書に、申込先一覧を掲載（熊本県食品衛生協会、各地域食品衛生協会）し、県食協又は各地域食協に FAX 等で申込。

各地域食協への申し込み分は、各地域食協で会員・非会員を確認し名簿一覧を作成し、県食協へ報告。

県食協への申し込み分で、食品営業者等がいれば、各地域へ会員・非会員の確認をする。

8 開催の周知

講習会開催の周知は、HP への掲載及びチラシの配布により行い、各地域食品衛生関係及び行政機関の協力を得ながら行う。また、報道機関にも情報を提供する。

9 その他

- ・会場にて、日食協の出版物を展示（ノロウイルステキスト、食と健康等）する。
- ・会場では販売せず、申込用紙を配付する。
- ・会場使用料、広報チラシ等の作成等講習会開催に要する経費は、県食協が負担する。

- ・感染症対策を配慮し、受付時のアルコール消毒、参加者の当日の体調と名簿の管理を行う。

- ・開催当日までの感染状況によっては講習会を中止し、各開催日の一週間前までに当協会 HP にて開催の可否を掲示する。（<http://kuma-shokkyo.com>）

10 当日の準備・受付等

県食協及び役員中心に、各地域書記の協力を得て行う。